

総社市訓令第5号

庁中一般  
出先機関

総社市特定事務対策室設置規程（平成17年総社市訓令第3号）は、廃止する。

令和2年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。